

寄附金募集要項

平成 24 年 7 月 1 日

1 公益財団法人京葉鈴木記念財団の事業目的

当財団は、次世代を担う青少年の主体性、創造性及び健全性を育み、心豊かな成長を図るため、スポーツ及び学業を通じて、地域、学校、市民団体及び企業等と共同して必要な事業を行い、共に親睦の和を広め、青少年の育成に寄与することを目的としています。

2 事業内容

当財団では、上記の目的を達成するため、『青少年の育成に寄与する事業を行う団体支援のための助成事業』及び『スポーツ施設の貸与事業』を行っています。

3 寄附金の使途

当財団の機関事業である『青少年の育成に寄与する事業を行う団体支援のための助成事業』及び法人の管理費の財源に充てることを目的としています。

4 寄附金の申込方法

公益財団法人京葉鈴木記念財団の寄附金申込書に所要事項をご記入の上、郵送、FAX又はメールにてお申込下さい。

(郵送先)

〒134-0091 東京都江戸川区船堀 1-7-6K S G 夢ビル

公益財団法人京葉鈴木記念財団事務局宛

ファックス 03-5243-5243 メールアドレス info@ksmf.net

5 寄附金の支払

- ① 銀行振込・・・事務局までお問い合わせ下さい。
- ② 郵便局振込・・・事務局までお問い合わせ下さい。
- ③ 証明書の発行・・・寄附金着金確認後 10 日以内に、領収書をお送りします。

寄付金のお願

当法人は、次世代を担う青少年の育成に寄与する為平成21年7月7日に設立、平成24年7月1日より公益認定されました。

今後の活動の更なる充実・発展をはかるため、ここに広く一般に寄付の募集を行なうことと致しました。企業・個人の皆様の格別なるご支援、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。尚、ご支援を賜りました皆様には、年次収支報告を提出させていただきます。

- なお、法人様よりの寄付には、法人税法第37条第4項に該当する特定公益増進法人に対する寄付金なので、法人税法上の寄附金の損金算入限度額が一般の寄付金とは別枠で設けられています。当該優遇措置の適用を受けるためには、当財団発行の受領書を保管していることが要件になります。
- 個人様よりの寄付には、所得税法第78条第3項の規定に該当する寄附金になります。所得税法上の寄附金控除が認められる特定寄附金です。当該規定の適用を受けるためには、当財団の発行する受領書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

下記申込書に必要事項を記入の上、直接当財団宛にご持参いただくか、FAX若しくは郵送にて送信してください。事務局にて確認後、郵便局用振込用紙を返信いたします。

以上

※個人営業をされている方は、確定申告をされている住所、氏名を下記に御記入お願いいたします。

切り取り

FAX番号 03-5243-5243

寄付申込書

平成 年 月 日

公益財団法人 京葉鈴木記念財団 に 下記の通り 寄付いたします。

¥

法人名

個人名

住 所

〒 -----

電話番号

FAX番号
